

**「水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）」
に対する意見の募集（パブリックコメント）について
（お知らせ）**

平成 27 年 8 月 17 日（月）
中央環境審議会土壌農薬部会
農薬小委員会事務局
（環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室）
直通：03-5521-8311
代表：03-3581-3351
室長：川名 健雄（内線 6595）
室長補佐：岡野 祥平（内線 6597）
担当：松田 紘美（内線 6599）

農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準について、今般、新たに 4 種類の農薬の基準値を設定する案を作成しました。

本案について、平成 27 年 8 月 17 日（月）から 9 月 15 日（火）まで、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

1. 背景

農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき、環境大臣は、申請された農薬を登録するかどうかを判断する際の基準（農薬登録保留基準）を定めて告示することになっています（参考 1 参照）。

今般、新たに 4 種類の農薬（シモキサニル、フェノチオカルブ、フルオルイミド、フルピラジフロン）の水質汚濁に係る農薬登録保留基準値を設定する案（別紙参照）について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

2. 意見募集の対象

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）

添付資料

（別紙）水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）

（参考 1）農薬の登録制度及び農薬登録保留基準について

（参考 2）水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料（シモキサニル、フェノチオカルブ、フルオルイミド、フルピラジフロン）

参考 1、参考 2 については、<http://www.env.go.jp/press/index.html> に掲載している同記事から御参照ください。

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

平成 27 年 8 月 17 日（月）から 9 月 15 日（火）17:00 まで

（ 郵送の場合は締切日必着）

(2) 意見提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で(3)の提出先へ提出してください。なお、電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(注意事項)

- ・御提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、御了承願います。
- ・御意見の対象となる改正案の該当個所を明記してください。締切日までに到着しなかった場合や記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見提出様式

宛先：中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会事務局

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

件名：水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見

住所：

氏名(企業・団体の場合は、会社名/部署名/担当者名)：

職業：

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

意見：

< 該当箇所 > 頁 行目

< 意見内容 >

電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います)。

(3) 意見提出先

中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会事務局
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室 へ

〔1〕電子メールの場合 mizu-noyaku@env.go.jp

〔2〕ファックスの場合 03-3501-2717

〔3〕郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見」と記載してください。

4. 資料の入手方法

(1) 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会事務局において配布

場所： 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 中央合同庁舎5号館23階
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

(2) インターネットによる閲覧

・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken/index.html>

・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

(3) 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）について』に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「3.(3)意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

5. 問い合わせ先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室 担当：松田、吉成

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

T E L :03-3581-3351(内線 6599)

F A X :03-3501-2717

電子メール：mizu-noyaku@env.go.jp

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
1 - [(E Z) - 2 - シアノ - 2 - メトキシイミノアセチル] - 3 - エチルウレア（別名シモキサニル）	0.034 mg / l
S - 4 - フェノキシブチル = ジメチル（チオカルバマート） （別名フェノチオカルブ）	0.039 mg / l
2 , 3 - ジクロロ - N - 4 - フルオロフェニルマレイミド （別名フルオルイミド）	0.24 mg / l
4 - [(6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) (2 , 2 - ジフルオロエチル) アミノ] フラン - 2 (5 H) - オン（別名フルピラジフロン）	0.082 mg / l